



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 1
- 指定管理者の指定（情報産業振興課）…………… 2

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課）…………… 2
- 予算の公表（財政課）…………… 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（消費・くらし安全課）…………… 2

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施…………… 3
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施…………… 9
- 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施…………… 15

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 17

告 示

沖縄県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年4月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。
 平成27年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊計平良川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市与那城桃原96番3から うるま市与那城平宮4番地先まで	8.7m ～ 35.5m	191.6m
新	うるま市与那城桃原96番3から うるま市与那城平宮4番地先まで	8.7m ～ 35.5m	200.1m

沖縄県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成27年4月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。
 平成27年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川平高屋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字川平555番1から 石垣市字川平539番2まで	15.0m ～ 20.0m	31.7m
新	石垣市字川平555番1から 石垣市字川平539番2まで	15.0m ～ 24.7m	31.7m

沖縄県告示第244号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第7条の規定により、沖縄情報通信センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄データセンター 浦添市西洲二丁目6番地6 沖縄県卸商業組合館2F
- 2 指定の期間 平成27年 4月1日から平成30年 3月31日まで

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成27年 4月11日から同月15日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成27年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成27年 3月27日県議会の議決を経た平成27年度沖縄県一般会計予算、平成27年度沖縄県特別会計予算及び平成27年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成27年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年 5月25日まで縦覧に供する。

平成27年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年 3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄Web Stack
- 3 代表者の氏名 大城希予
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市若狭3丁目8番6号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、IT知識・技術の不足や、資金的問題により生じる情報格差により、現在のインターネット社会の恩恵を受けられない方々に対し、必要に応じたITに関する知識や運用技術の提供、人材育成に取り組むことにより、情報格差問題の改善と失業率改善に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年5月30日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人沖縄欧州文化交流協会
- 3 代表者の氏名 鈴木信
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市愛知二丁目3番18号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の諸団体、県民、企業並びに関係諸機関との連携・相互援助を図りつつ、沖縄及び欧州に在住する広く一般の人々に対して、長寿沖縄と深く関わってきた伝統的な食や慣習と芸能や芸術などを含めた幅広い意味での「沖縄文化」の紹介及び文化・学術分野における交流を図り、もって相互的な理解の深化と関心の向上に寄与することを目的とする。

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成27年4月10日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
上 級	行 政 I	45名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心 理	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	社 会 福 祉	若干名	
	電 気	若干名	
	機 械	若干名	
	土 木	29名程度	
	建 築	若干名	
	化 学	若干名	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	18名程度	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
病 院 事 務	若干名	病院事業局の県立病院等において、病院経営事務に従事します。	

	警 察 事 務	若干名	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。
中 級	県立学校事務Ⅰ	若干名	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務Ⅱ	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	若干名	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土 木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

2 試験区分「行政Ⅰ」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

3 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

4 採用予定数については、変更になる場合があります。

5 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち、給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

	種 類	試 験 区 分	要 件
年 齢	上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成6年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成28年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成28年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
			図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する

中 級	県立学校事務Ⅱ	司書となる資格を有する者又は平成28年3月までに当該資格を取得する見込みの者
-----	---------	--

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試 験	種 類	日 時	試 験 地
第1次試験	上 級	6月28日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 浦添市 那覇市 南風原町 宮古島市 石垣市
	中 級	9月27日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	浦添市 那覇市 南風原町 宮古島市 石垣市
	初 級	9月27日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（一般事務、警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木、農業土木）	名護市 那覇市 南風原町 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	7月下旬から8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月中旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

種 類	試 験	試験種目 (配点)	内 容	
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）	
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）	
	第2次試験	口述試験	個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
			集団討論 (30)	個別面接を補完し、多角的かつ総合的な人物評価を行うため集団討論による試験を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）	

	資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。
中 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式 (40問) による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (1,000字以内) を行います。(2時間)
	資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。
初 級	第1次試験	教養試験 (全試験区分) (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (土木、農業土木) (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式 (40問) による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 一般事務、警察事務 (60) 土木、農業土木 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		作文試験 一般事務、警察事務 (30) 土木、農業土木 (60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (600字以内) を行います。(1時間)
	資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点 (標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点 (正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。
- 3 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

沖縄県人事委員会事務局	[〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号 (098) 866-2545]
名護県税事務所	[〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号 (0980) 52-2170]

直接受け取る方法	<p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号 (098) 894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛の封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月20日（月曜日）	7月6日（月曜日）
受 付 期 間	5月7日（木曜日）から5月20日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月21日（火曜日）から8月3日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時から17時15分まで	
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込先宛の封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限って受け付けます。 ○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。 上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類 ○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、申込書の余白にその旨記入してください。 ○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」及び初級「一般事務」のみ）。 ○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）。 	
受 験 票 の 交 付	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは上級試験については6月中旬に、中級・初級試験については9月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	

注 申込み後は、申込みをした試験区分、第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
受 付 期 間	5月7日(木曜日)から5月15日(金曜日)まで	7月21日(火曜日)から7月30日(木曜日)まで
受 付 時 間	24時間(但し、受付期間初日は9時から)	
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」(下記URL)へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○【電子申請(インターネットによる申込み)を利用する際の注意事項】 電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手順を踏む必要があります。</p> <p>①電子申請を利用するための登録(利用者IDの取得、パスワードの設定)</p> <p>②取得した利用者IDによる受験申込み</p> <p>③人事委員会が発行する「受験票」の取得</p> <p>○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手続であり、②の受験申込手続ではないので注意してください。 仮に①の手続で終了し、②の手続を行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください(上級「行政I」及び初級「一般事務」のみ)。</p> <p>○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください(上級「行政I」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ)。</p>	
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査の結果、申込み内容に不備がなければ、上級試験については6月中旬に、中級及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の6日前(月曜日)までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局(電話番号098-866-2545)に連絡してください。</p>	
注 意 事 項	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできます。「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。</p> <p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○取得した利用者IDによる受験申込み終了後、登録されたメールアドレス宛てに受信確認メール(利用者情報登録メールではありません。)が送信されますので、よく確認してください。</p> <p>○印刷した受験票(A4サイズ)は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。</p> <p>○受験票「提出用」に顔写真(申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度)を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。 ※「社会福祉士」について、社会福祉士登録証の写しを提出する場合は、窓口又は郵送により申込みをしてください。</p>	

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上 級	中 ・ 初 級	
第1次試験合格者	7月10日(金曜日)	10月9日(金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ(http://www.pref.okinawa.jp/)

最 終 合 格 者	9月中旬	11月下旬	に掲載します。また、合格者に通知します。
-----------	------	-------	----------------------

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は原則として平成28年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成27年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	174,200円（研究職187,200円）
中 級	154,800円
初 級	142,100円

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成27年4月10日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官 A（男性）	沖 縄 県	68名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官 A（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官 A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	
警察官 B（男性）	沖 縄 県	68名程度	
	警視庁（東京都）	2名	
	千 葉 県	2名	
警察官 B（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官 B（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
警察官 A	沖縄県	昭和61年 4月 2日から平成10年 4月 1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成28年 3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が 1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁	昭和60年 7月14日から平成 6年 4月 1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和57年 4月 2日以降に生まれた男性	
警察官 B	沖縄県	昭和61年 4月 2日から平成10年 4月 1日までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和60年10月20日から平成10年 4月 1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和60年 4月 2日から平成10年 4月 1日までに生まれた男性	

- 注 1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。
 2 「高度専門士」の称号を取得又は平成28年 3月までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成28年 3月までに卒業する見込みの者は、警察官 Aの受験資格となります。警察官 Bでの受験はできませんので御注意ください（詳細は沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。
- (2) 「武道指導」区分を受験する者は、上記の受験資格のほかに次の条件が必要となります。

警察官 A	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において 3段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者
警察官 B	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において 2段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者

- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

	試 験	試験種目	日 時	試 験 地
警察官 A	第 1 次 試 験	体力検査 I	7月11日（土曜日）	沖縄市
		教養試験	7月12日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	西原町 南風原町
	受験票の発送及び第 1 次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第 2 次 試 験	8月上旬から 8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第 1 次試験合格者に直接通知します。		

警察官 B	第1次試験	体力検査 I	10月17日 (土曜日)	沖縄市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月18日 (日曜日) 9時00分から12時00分まで	名護市 那覇市 南風原町 宮古島市 石垣市
	第2次試験	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。		
		11月中旬から11月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		

注1 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査 I の開始時刻は、受験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者並びに「武道指導」区分の受験者は、第1次試験の体力検査 I は実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官 A	警察官 B
第1次試験	体力検査 I	職務遂行に必要な持久力についての検査 (20mシャトルラン) を行います。	
	教養試験 (100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による大学卒業程度の筆記試験を行います。 (2時間30分)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式 (50問) による高校卒業程度の筆記試験を行います。 (2時間30分)
第2次試験 (沖縄県のみ)	論作文試験 (30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (1,000字以内) を行います。 (2時間)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験 (600字以内) を行います。 (1時間)
	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。	
	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査 II	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査 (腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし・握力) を行います。	
	資格加点 (6)	「武道指導」区分以外について、「4 (3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
	武道検査 (100)	「武道指導」区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。	
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

2 沖縄県を志望する者で体力検査 I を受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものとして取り扱います。

3 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点 (標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点 (正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります（資格加点を除く。）。

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合 格 基 準	
		男性・武道指導 (男性)	女性・武道指導 (女性)
体力検査 I	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査 II	腕立て伏せ	30回 (2秒に1回)	10回 (2秒に1回)
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
	握 力	左右平均45kg以上	左右平均25kg以上
身体測定	身 長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体 重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
	胸 囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。
	そ の 他	身体の諸機能が健全であること。	
身体検査	聴 力	正常であること。	
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色 覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査 I は「武道指導」区分を除く。

2 体力検査 II では、4種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。

3 警視庁及び千葉県身体基準は次のとおりです。詳細は各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身 長	体 重	胸 囲	視 力	色 覚	聴 力	そ の 他
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 48kg以上 であるこ と。	/	裸眼視力が両眼とも 0.6以上、又は矯正 視力が両眼とも1.0 以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がないこ と。		身体の運動機 能が警察官と しての職務遂 行に支障がな いこと。
千 葉 県	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 47kg以上 であるこ と。	おおむね 78cm以上 であるこ と。	両眼とも裸眼視力が 0.6以上であるこ と。又は両眼とも矯 正視力が1.0以上で あること。	職務遂行上 支障がない こと。	/	職務遂行上支 障がないこ と。

(3) 資格加点について

沖縄県警察官 A 又は沖縄県警察官 B 採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分	資 格 等
語 英 語	①実用英語技能検定 (英検) 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT : 460点以上、iBT : 48点以上 ④国際連合公用英語検定 (国連英検) C級以上

学	中国語	①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 400点以上
	韓国語	①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿記		①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上
情報処理		情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格
武	柔道	講道館が認定する初段以上
	剣道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
道	空手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派(少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系及び上地流系)が認定する初段以上

- 注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限り、ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したものに限り有効とします。
- 2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。
- 3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月20日(月曜日)	7月6日(月曜日)
受付期間	5月7日(木曜日)から5月20日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	7月21日(火曜日)から8月3日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間	9時30分から18時15分まで	
受験票の交付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは警察官A採用試験については7月上旬に、警察官B採用試験については10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前(月曜日)までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局(電話番号098-866-2545)に連絡してください。	
申込先	沖縄県警察本部警務課人事係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]及び沖縄県内各警察署	
	○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真(タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm)と52円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事係又は沖縄県内各警察署に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒	

申 込 方 法	<p>(角形 2号241mm×335mm) の表に「警察官 A採用試験受験申込書在中」又は「警察官 B採用試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限って受け付けます。</p> <p>○「警察官 A (武道指導)」又は「警察官 B (武道指導)」で申し込む場合は、2 (2)の条件が必要になりますので、以下の証明書等を受験申込書とあわせて提出 (同封) してください。</p> <p>警察官 A (武道指導) : 3 段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し</p> <p>警察官 B (武道指導) : 2 段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し</p>
---------	---

注 1 警察官 Bについては、申込み後、第 1 次試験地の変更は認めません。

2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みは出来ません。

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	警察官 A	警察官 B	
第 1 次試験合格者	7 月 24 日 (金曜日)	10 月 30 日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最 終 合 格 者	9 月上旬	12 月中旬	

注 警視庁又は千葉県の場合には、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に記載されます。警察本部長は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則 1 年です。
- (3) 採用は、原則として平成28年 4 月 1 日以降ですが、警察官 Aについては、既卒者の場合、平成27年 10 月 1 日付けで採用される場合もあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 警察官 Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し 6 か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官 Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し 10 か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- (7) 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- (1) 初任給は、平成27年 4 月 1 日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官 A	199,500円	247,000円	232,415円
警察官 B	163,800円	208,000円	197,262円

- (2) 警視庁については、平成27年 1 月 1 日現在の給料月額に地域手当を加えたもの (1,000円未満切り捨て) で、千葉県については、平成27年 4 月 1 日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。

- (3) 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。また、勤務成績、研修成績が優秀な場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成27年4月10日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
一般事務	若干名	知事部局、教育委員会の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。 警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

(1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のアからエまでの全てに該当するもの。

ア 昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には日本国籍を有することが必要です。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験会場
第1次試験	10月18日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県北部合同庁舎
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場

は、受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(40問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545] 名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834] コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500] 宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551] 八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛での封筒の表に「選考試験試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	7月6日(月曜日)
受付期間	7月21日(火曜日)から8月3日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受 付 時 間	9時から17時15分まで
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは10月上旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込み先宛ての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。

注1 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みは出来ません。

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	10月30日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/ ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与

初任給は、平成27年4月1日現在で、137,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成27年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

平成27年 4月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,192
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,699
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,646
うるま市	30,826
沖縄市	34,601
宜野湾市	24,287
浦添市	28,470
那覇市	84,103
豊見城市	15,195
南城市	10,923
糸満市	15,157
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,614
石垣市（八重山郡を含む。）	14,006
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,261
中頭郡	38,963
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,816

発行所

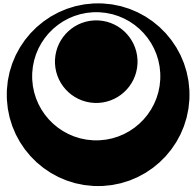
沖縄県総務部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷

〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成27年度沖縄県一般会計予算、平成27年度沖縄県特別会計予算及び平成27年度沖縄県企業会計予算の要領

平成27年度沖繩県一般会計予算

平成27年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ746,497,000千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為を
 することができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000
 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を
 流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予
 算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	県	税	105,046,000 千円
		1 県民税	38,431,000
		2 事業税	17,920,000
		3 地方消費税	21,258,000
		4 不動産取得税	3,756,000
		5 県たばこ税	1,561,000
		6 ゴルフ場利用税	750,000
		7 自動車取得税	436,000
		8 軽油引取税	6,899,000
		9 自動車税	13,000,000
		10 飲区税	6,000
		11 狩猟税	2,000
		12 石油価格調整税	984,000
		13 産業廃棄物税	43,000
2	地方消費税清算金		40,139,587
3	地方譲与税		40,139,587
		1 地方消費税清算金	21,303,030
		1 地方法人特別譲与税	20,576,258
		2 地方揮発油譲与税	575,055
		3 石油ガス譲与税	26,361
		4 航空機燃料譲与税	125,356
4	市町村たばこ税県交付金		202,018
		1 市町村たばこ税県交付金	202,018
5	地方特例交付金		197,954
		1 地方特例交付金	197,954
6	地方交付税		207,450,000
		1 地方交付税	207,450,000
7	交通安全対策特別交付金		373,300
		1 交通安全対策特別交付金	373,300

款	項	金額
8	分担金及び負担金	988,135 千円
	1 分担金	79,674
	2 負担金	908,461
9	使用料及び手数料	13,112,474
	1 使用料	10,583,871
	2 手数料	244,974
	3 証紙収入	2,283,629
10	国庫支税金	232,607,921
	1 国庫負担金	42,458,460
	2 国庫補助金	188,234,769
	3 委託金	1,914,692
11	財産収入	3,860,424
	1 財産運用収入	1,584,056
	2 財産売却収入	2,276,368
12	寄附金	19,484
	1 寄附金	19,484
13	繰入金	36,926,512
	1 特別会計繰入金	123,471
	2 基金繰入金	36,803,041
14	繰越金	1
	1 繰越金	1
15	諸収入	23,931,960
	1 延滞金、加算金及び過料	283,051
	2 果預金利子	29,860
	3 公営企業貸付金元利収入	209,000
	4 貸付金元利収入	11,771,252
	5 受託事業収入	4,315,901
	6 収益事業収入	4,770,063
	7 利子割精算金収入	299
	8 雑収入	2,552,534
16	果債	60,338,200
	1 果債	60,338,200
	合計	746,497,000

歳出	款	項	金額
1	議会	会議費	1,355,240 千円
2	総務	総務管理費	17,514,020
		企画費	17,988,989
		徴税費	4,643,699
		4 市町村振興費	32,866,312
		5 選挙費	45,727
		6 防災費	3,083,312
		7 統計調査費	1,138,196
		8 人事委員会費	174,232
		9 監査委員費	189,468
3	民生費		105,240,751
		1 社会福祉費	65,482,494
		2 児童福祉費	30,622,838
		3 生活保護費	8,975,599
		4 災害救助費	159,820
4	衛生費		36,509,047
		1 公衆衛生費	17,304,571
		2 環境衛生費	1,508,552
		3 環境保全費	2,812,492
		4 保健所費	1,885,984
		5 医薬費	7,336,994
		6 保健衛生費	5,660,454
5	労働費		4,080,227
		1 労働費	2,887,765
		2 職業訓練費	1,059,048
		3 労働委員会費	133,414

款	項	金額
6 農林水産業費		57,055,441 千円
	1 農業費	22,340,374
	2 畜産業費	2,139,074
	3 農地費	23,354,759
	4 林業費	1,833,742
7 商工費	5 水産業費	7,387,492
		43,441,134
	1 商業費	4,375,903
	2 工鉱業費	29,505,444
	3 観光費	9,559,787
8 土木費		105,125,127
	1 土木管理費	22,136,987
	2 道路橋りょう費	30,559,473
	3 河川海岸費	7,307,509
	4 港湾費	11,604,856
	5 都市計画費	21,455,860
	6 住宅費	6,325,435
9 警察費	7 空港費	5,735,007
		32,873,729
10 教育費	1 警察管理費	30,046,369
	2 警察活動費	2,827,360
10 教育費		163,147,632
	1 教育総務費	15,283,177
	2 小学校費	49,348,255
	3 中学校費	31,130,169
	4 高等学校費	44,355,033
	5 特別支援学校費	15,240,226
	6 社会教育費	4,476,139
	7 保健体育費	892,548
8 大学費	2,422,085	

款	項	金額
11 災害復旧費		3,281,796 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,792,650
	2 土木施設災害復旧費	1,422,772
12 公債費	3 教育施設災害復旧費	66,374
		72,191,176
13 諸支出金	1 公債費	72,191,176
		44,371,745
	1 ゴルフ場利用税交付金	525,680
	2 自動車取得税交付金	289,943
	3 公営企業費	648,842
	4 財政調整基金積立金	17,936
	5 県有施設整備基金積立金	1,042,204
	6 利子割交付金	251,504
	7 配当割交付金	315,943
	8 株式等譲渡所得割交付金	377,103
	9 利子割精算金	2,032
	10 退職手当基金積立金	6,875
	11 減債基金積立金	30,448
	12 地域振興基金積立金	414
	13 地方消費税交付金	20,166,486
14 地方消費税清算金	20,688,216	
15 特別会計等繰出金	8,119	
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		746,497,000

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎 公舎 管理費	平成28年度	千円 268,144
電子自治体推進事業費	平成28年度から 平成32年度まで	281,901
医学臨床研修事業費	平成28年度から 平成29年度まで	卒業医学臨床研修事業に関する 沖縄県とハワイ大学との契約額 116,271千円に為替相場の変動 に伴う額を加えた額を限度とす る。
農業近代化資金等利子補給金	平成28年度から 平成42年度まで	30,684
経営体育成資金融通等利子補給金	平成28年度から 平成34年度まで	3,790
平成27年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによつて損害を受けた場合の損失補償	平成27年度から 平成37年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行 うため金融機関等から資金を借 り入れた場合の総額70,516千円 に約定利息と損失が生じた場合 の損失額及びその利息を加えた 額を限度とする。
漁業近代化資金利子補給金	平成28年度から 平成47年度まで	17,799
漁業災害対策特別資金利子助成金	平成28年度から 平成33年度まで	1,390

事 項	期 間	限 度 額
公共職業能力開発事業費	平成28年度	千円 87,351
機械類貸与事業損失補償	平成28年度から 平成36年度まで	69,600
県制度融資損失補償	平成27年度から 平成46年度まで	419,886
沖縄IT津梁パーク企業業績施設整備事業	平成28年度から 平成41年度まで	17,498
「沖縄情報通信センター」指定管理料	平成28年度から 平成29年度まで	208,586
航空機整備基地整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	12,367,398
雇用対策推進費	平成28年度から 平成29年度まで	686,408
一般観光事業費	平成28年度から 平成29年度まで	97,132
観光宣伝誘致強化費	平成28年度	927,237
施設整備費	平成28年度	96,070
社会資本整備総合交付金(内閣府)(道路街路課)(宜野湾北中城線)	平成28年度から 平成29年度まで	1,700,000
沖縄振興交付金(道路街路課)(国道449号(本部北道路))	平成28年度	500,000
沖縄振興交付金(道路街路課)(平良下地島空港線(伊良部・下地島))	平成28年度	214,000
公営住宅建設費	平成28年度から 平成29年度まで	3,848,231

事 項	期 間	限 度 額
住宅市街地総合整備費	平成28年度から平成29年度まで	1,362,000
空港管理用地化学消防費 (与那国空港用化学消防車)	平成28年度	110,070
企画管理ネットワーク推進事業費 (教育情報ネットワーク推進事業費)	平成28年度から平成32年度まで	6,226
企画情報化推進事業費 (教育情報化推進事業)	平成28年度から平成32年度まで	70,901
中学校教育用設備整備費(ICT)	平成28年度から平成32年度まで	78,408
教育用設備整備費	平成28年度から平成32年度まで	220,908
学校建設費	平成28年度	1,808,199
沖縄振興「知の拠点」施設整備事業	平成28年度から平成29年度まで	6,024,726
情報管理費	平成28年度から平成32年度まで	92,340
運転免許費	平成28年度から平成32年度まで	133,105

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	115,700	(借入方法) (借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年9%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等による。
沖縄振興特別推進交付金事業	2,981,700			
総合行政情報ネットワーク 高度化事業	2,522,500			
石綿健康被害救済制度推進事業	12,800	発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。		
老人福祉施設整備事業	270,000			
社会福祉施設整備事業	83,300			
衛生環境研究所施設整備事業	1,668,000			
公共事業等	15,106,000			
当添漁港船揚改修事業	15,000			
農業研究センター名護支所 施設整備事業	43,500			
家畜衛生試験場移転整備事業	30,000			
県営住宅建設事業	1,282,000			
県単道路整備事業	139,900			
県単河川等整備事業	1,088,100	(借入時期) 平成27年度。		
県単離島空港整備事業	146,000			
防災対策事業費	29,600	ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することができる。		
高等学校施設整備事業	2,447,200			
特別支援学校施設整備費	269,200			
青少年教育施設整備事業	226,800			
中学校施設整備単独事業	94,400			
社会教育施設整備事業	1,089,100			
警察庁舎等施設整備事業	56,400			
交通安全施設整備事業	379,100			
災害復旧事業	641,900			
臨時財政対策債	29,600,000			
合 計	60,338,200			

平成27年度沖繩県農業改良資金特別会計予算

平成27年度沖繩県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳 入		項	金 額
1	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	267 千円
2	繰 越 金		267
		1 繰 越 金	47,630
3	収 入		47,630
		1 貸付金元利収入	11,091
		2 雑 入	10,623
	歳 入 合 計		468
			58,988
歳 出		項	金 額
1	農 林 水 産 業 費		48,365 千円
		1 農 業 費	48,365
2	公 債 費		7,082
		1 公 債 費	7,082
3	繰 出 金		3,541
		1 繰 出 金	3,541
	歳 出 合 計		58,988

平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ380,644千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 繰越金	繰越金		98,717 千円
2 諸収入	繰越金		98,717
	1 貸付金元利収入		281,927
	歳 入 合 計		380,644
歳 出		項	金 額
1 商工費	工 費		105,123 千円
	1 商業費		105,123
2 公債費	債 費		275,521
	1 公債費		275,521
	歳 出 合 計		380,644

平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,163千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金	額
1	繰越金			176,345 千円
	1 繰越金			176,345
2	収入			343,818
	1 貸付金元利収入			343,818
	歳 入	合 計		520,163
歳 出		項	金	額
1	中小企業振興費			520,163 千円
	1 中小企業振興費			520,163
	歳 出	合 計		520,163

平成27年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成27年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,509千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	使用料及び手数料		6,461 千円
		1 使 用 料	6,461
2	財 産 収 入		3,468
		1 財 産 運 用 収 入	3,466
		2 財 産 売 払 収 入	2
3	繰 入 金		373,943
		1 一 般 会 計 繰 入 金	373,943
4	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
5	諸 収 入		636
		1 雑 収 入	636
	歳 入 合 計		384,509
歳 出		項	金 額
1	土 木 費		384,509 千円
		1 空 港 港 費	384,509
	歳 出 合 計		384,509

平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,929千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰 入	金		2,590 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	2,590
2 繰 越	金		30,332
		1 繰 越 金	30,332
3 諸 収 入			123,007
		1 貸 付 金 元 利 収 入	121,509
		2 雑 入	1,498
	歳 入	合 計	155,929
歳 出		項 目	金 額
1 民 生 費			155,929 千円
		1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	155,929
	歳 出	合 計	155,929

平成27年度沖繩県下水道事業特別会計予算

平成27年度沖繩県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,374,703千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をするのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	款 分担保金及び負担金		5,567,341 千円
		1 負 担 金	5,567,341
2	款 使用料及び手数料		646
		1 使 用 料	646
3	款 国庫支出金		5,359,800
		1 国 庫 補 助 金	5,359,800
4	款 財産収入		329
		1 財 産 運 用 収 入	329
5	款 繰入金		897,982
		1 一 般 会 計 繰 入 金	897,982
6	款 繰越金		483,826
		1 繰 越 金	483,826
7	款 雑収入		79
		1 雑 入	79
8	款 県債		1,064,700
		1 県 債	1,064,700
	歳 入 合 計		13,374,703
歳 出		項	金 額
1	款 土木費		12,013,728 千円
		1 都 市 計 画 費	12,013,728
2	款 公債費		1,360,975
		1 公 債 費	1,360,975
	歳 出 合 計		13,374,703

事 項	期 間	限 度 額
中城湾流域下水道建設費	平成28年度	380,000 千円
中城湾流域下水道維持管理費	平成28年度から 平成30年度まで	1,209,904
中城湾南部流域下水道維持管理費	平成28年度から 平成30年度まで	680,913

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	1,064,700 千円	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成27年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め40年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	1,064,700			

平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ342,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 国庫支出金			197,123 千円
	1 委託金		197,123
2 財産収入			19,825
	1 財産運用収入		19,825
3 繰越金			126,024
	1 繰越金		126,024
4 諸収入			2
	1 雑収入		2
歳 入 合 計			342,974
歳 出		項	金 額
1 土地管理業務費			223,491 千円
	1 土地管理業務費		223,491
2 予備費			119,483
	1 予備費		119,483
歳 出 合 計			342,974

平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ242,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額	
1 繰	越	金	221,384 千円	
		1 繰	越 金	221,384
2 諸	収	入	21,109	
		1 県	預 金 利 子	132
		2 貸	付 金 元 利 収 入	19,858
	3 雑	入	1,119	
歳 入		合 計	242,493	
歳 出		項	金 額	
1 農	林	水 産 業 費	242,493 千円	
			1 水	産 業 費
歳 出		合 計	242,493	

平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ468,956千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			208,000 千円
	1 使 用 料		208,000
2 国庫支出金			26,296
	1 国庫補助金		26,296
3 繰 入 金			113,085
	1 一般会計繰入金		113,085
4 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入			69,074
	1 雑 入		69,074
6 県 債			52,500
	1 県 債		52,500
	歳 入 合 計		468,956
歳 出		項	金 額
款	項	金	額
1 中央卸売市場事業費			371,422 千円
	1 中央卸売市場事業費		371,422
2 公 債 費			97,534
	1 公 債 費		97,534
	歳 出 合 計		468,956

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場 施設整備事業	千円 52,500	(借入方法) 証書借入又は証 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすることが できる。 (借入時期) 平成27年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	52,500			

平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,849千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入	金		849 千円
		1 一般会計繰入金	849
2 繰越	金		7,164
		1 繰越金	7,164
3 諸収入	入		7,836
		1 貸付金元利収入	7,836
	歳入	合計	15,849
歳出	款	項	金額
1 農林水産業費			15,849 千円
		1 林業費	15,849
	歳出	合計	15,849

平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,382,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

歳入		款	項	金額
1 財産収入	入	1 財産	売却収入	770,012 千円
			運用収入	763,406
2 繰越金	金	1 繰越	繰越金	6,606
			繰入金	1
3 諸収入	入	1 雑	雑収入	1
			雑収入	2
4 県債	債	1 県	県債	2,612,900
			県債	2,612,900
歳入		合計		3,382,915
歳出				
1 商工費	費	1 工	工費	46,540 千円
			工費	46,540
2 公債費	費	1 公	公債費	3,336,375
			公債費	3,336,375
歳出		合計		3,382,915

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾、港(新港地区)臨海部土地造成事業	159,200 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	159,200			

平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,859千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすこととがで
きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方
債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	使用料及び手数料		126,644 千円
		1 使 用 料	126,644
2	繰 入 金		93,370
		1 一 般 会 計 繰 入 金	93,370
3	繰 越 金		19,045
		1 繰 越 金	19,045
4	債		178,800
		1 県 債	178,800
	歳 入 合 計		417,859
歳 出		項	金 額
1	土木費		67,019 千円
		1 港 湾 費	67,019
2	公債費		350,840
		1 公 債 費	350,840
	歳 出 合 計		417,859

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港 施設整備事業	178,800 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成27年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	178,800			

平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,007,673千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		394,876 千円
		1 使 用 料	394,876
2	繰 入 金		1,427,512
		1 一 般 会 計 繰 入 金	1,427,512
3	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
4	諸 収 入		185,284
		1 延滞金、加算金及び過料	1
		2 雑 入	185,283
	歳 入 合 計		2,007,673
歳 出		項 目	金 額
1	商 工 費		1,923,121 千円
		1 商 業 費	1,923,121
2	公 債 費		84,552
		1 公 債 費	84,552
	歳 出 合 計		2,007,673

平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,180千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 財産収入	収入	1 財産運用収入	130,027 千円
		2 繰入金	130,027
	繰入金	263,033	
2 繰越金	繰越金	1 基金繰入金	263,033
		繰越金	24,120
	繰越金	24,120	
歳入		合計	417,180
歳出		項	金額
1 産業振興費	振興費	1 産業振興費	417,180 千円
		歳出	417,180
歳出		合計	417,180

平成27年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成27年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ798,417千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		78,682 千円
2	繰入金	1 使用料	78,682
		1 一般会計繰入金	468,580
3	繰越金		25,255
4	県債	1 繰越金	25,255
		1 県債	225,900
	歳入合計		798,417
歳出		項	金額
1	土木費		548,213 千円
2	公債費	1 港湾費	548,213
		1 公債費	250,204
	歳出合計		798,417

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港整備事業	225,900 千円	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成27年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	225,900			

平成27年度沖縄県中城港湾マリン・タウン特別会計予算

平成27年度沖縄県中城港湾マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,495,865千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこととがで
きる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方
債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	財 産 収 入		214,309 千円
		1 財 産 売 払 収 入	214,309
2	繰 越 金		19,236
		1 繰 越 金	19,236
3	債 償		1,262,320
		1 県 債	1,262,320
	歳 入 合 計		1,495,865
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		153,383 千円
		1 港 湾 費	153,383
2	債 償 費		1,342,482
		1 公 債 費	1,342,482
	歳 出 合 計		1,495,865

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 マリン・タウン 整 備 事 業	千円 493,600	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成27年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	493,600			

平成27年度沖繩県駐車場事業特別会計予算

平成27年度沖繩県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入	款	項	金額
1 繰入	金		71,699 千円
		1 一般会計繰入金	71,699
	収入		66,391
1 雑入		66,391	
3 県債	債		28,800
		1 県債	28,800
	歳入	合計	166,890
歳出			
1 土木	費		54,588 千円
		1 道路橋りょう費	54,588
	債		112,302
1 公債		112,302	
	歳出	合計	166,890

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	28,800 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。(借入時期) 平成27年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	28,800			

平成27年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成27年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ515,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰 越	金		67 千円
		1 繰 越 金	67
2 県	債		515,408
		1 県 債	515,408
歳 入 合 計			515,475
歳 出		項 目	金 額
1 土 木	費		50,000 千円
		1 港 湾 費	50,000
2 公 債	費		465,475
		1 公 債 費	465,475
歳 出 合 計			515,475

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 (泡 瀬 地 区) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	157,600 千円	(借入方法) 証券借入又は証券 発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成27年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	157,600			

平成27年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成27年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,137,297千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入	款		項	金額
	入	金		
1 繰				72,137,297 千円
2 県	債		1 一般会計繰入金	72,137,297
			1 県債	9,000,000
	歳入		合計	81,137,297
歳出				
1 公	債	費	項	金額
				81,137,297 千円
	歳出		1 公債費	81,137,297
			合計	81,137,297

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 9,000,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	9,000,000	(借入時期) 平成27年度		

平成27年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,188 床
(2) 年 間 患 者 数	1,509,853 人
入 院	709,013
外 来	800,840
病 院	736,743
診 療 所	64,097
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,937 人
外 来	3,256
病 院	2,995
診 療 所	261

(4) 主要な建設改良事業

新八重山病院施設整備事業 1,545,450 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 病院事業収益	55,574,940 千円	
第1項 医業収益	47,678,507	
第2項 医業外収益	7,814,404	
第3項 特別利益	82,029	
第1款 病院事業費用		54,523,142 千円
第1項 医業費用		53,451,525
第2項 医業外費用		832,872

第3項 特別損失 228,745
第4項 予備費 10,000
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,306,996千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収 入	支 出
第1款 資本的収入	4,207,944 千円	
第1項 企業債	2,484,600	
第2項 他会計負担金	1,515,953	
第3項 国庫補助金	207,391	
第1款 資本的支出		6,514,940 千円
第1項 建設改良費		2,766,954
第2項 企業債償還金		3,147,981
第3項 他会計借入金償還金		600,003
第4項 無形固定資産		1
第5項 国庫補助返還金		1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新八重山病院施設整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	9,500,678 千円
中部病院電子カルテ整備	平成28年度	1,328,000 千円
南部医療センター・ こどもセンター ESCO事業	平成28年度から 平成37年度まで	473,503 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 2,484,600千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、平成27年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により

起償額の一部又は全部を翌年度に繰り延べ借り入れることができる。
 4 利率 年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等にて償還する。
 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費

31,519,109千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,544,237千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,112,182千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種別	名称	数量
1 取得する資産	土地 新県立八重山病院用地	1
2 取得する資産	器械備品 放射線治療装置	1

平成27年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか20市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	149,775 千m ³
(3) 一日平均給水量	410 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	11,340,104 千円
イ 導送取水施設整備事業	6,922,940
ロ 北谷浄水場施設整備事業	3,674,583
ハ 名護浄水場施設整備事業	742,581

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 水道事業収益	29,456,927 千円
第1項 営業収益	16,540,448
第2項 営業外収益	12,768,059
第3項 特別利益	148,420

第1款 水道事業費用	29,452,939 千円
第1項 営業費用	27,115,266
第2項 営業外費用	2,009,165
第3項 特別損失	323,508
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,179,467千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額245,887千円、過年度分損益勘定留保資金4,436,206千円及び減債積立金497,374千円で補てんするものとする。)

収 入	限 度 額	
第1款 資本的収入	11,957,671 千円	
第1項 企業債	2,747,000	
第2項 国庫補助金	8,797,944	
第3項 他会計補助金	412,439	
第4項 固定資産売却代金	288	
支 出		
第1款 資本的支出	17,137,138 千円	
第1項 建設改良費	12,586,262	
第2項 企業債償還金	4,015,678	
第3項 国庫補助金返還金	235,198	
第4項 投資	300,000	
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事 項	期 間	限 度 額
北谷浄水場施設整備事業	平成28年度	3,850,796 千円
導 送 水 施 設 整 備 事 業	平成28年度	3,688,286 千円
名 護 浄 水 場 施 設 整 備 事 業	平成28年度	1,230,832 千円
西 原 浄 水 場 施 設 整 備 事 業	平成28年度	874,078 千円
大 湾 小 水 力 発 電 施 設 整 備 事 業	平成28年度	413,630 千円
名 護 及 び 久 志 浄 水 場 運 転 管 理	平成28年度から	
業 務 委 託 事 業	平成32年度まで	792,388 千円
(企業債)		
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
1 起債の目的	取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業	
2 限度額	2,747,000千円	
3 起債の方法	証書借入又は証券発行	
4 利率	年9%以内	
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	
(一時借入金)		
第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。		

(予定支出の各項の経費の金額の流用)	種 類	名 称	数 量	処分の態様
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。				
(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用				
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用				
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。				
(1) 職員給与費			2,246,226 千円	
(2) 交際費			150 千円	
(他会計からの補助金)				
第10条 臨時財政特別債等の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,254千円である。				
(たな卸資産購入限度額)				
第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。				
(重要な資産の取得及び処分)				
第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。				
1 処分する資産	構 築 物	送水管	587m	処分の態様 譲与

平成27年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	96事業所
(2) 当年度総給水量	7,347 千m ³
(3) ……日平均給水量	20 千m ³
(4) 主要な建設改良事業 導水施設整備事業	18,987 千円 18,987

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	687,329 千円
第1項 営業収益	284,154
第2項 営業外収益	403,174
第3項 特別利益	1
支出	
第1款 工業用水道事業費用	682,458 千円
第1項 営業費用	668,634
第2項 営業外費用	13,323
第3項 特別損失	1
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,353千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,660千円、当年度分損益勘定留保資金5,341千円、減価積立金40,352千円で補てんするものとする。）。
第1款 資本的収入
第1項 国庫補助金

第1款 資本的収入	80,561 千円
第1項 国庫補助金	14,700

第2項 他会計補助金	15,958	
第3項 投資償還金	49,903	
支出		
第1款 資本的支出	133,914 千円	
第1項 建設改良費	27,603	
第2項 企業債償還金	56,310	
第3項 国庫補助金返還金	1	
第4項 投資	50,000	
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
名護及び久志浄水場	平成28年度から	
運転管理業務委託事業	平成32年度まで	47,995 千円
導水施設整備事業	平成28年度	48,014 千円
(一時借入金)		
第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。 (予定支出の各項目の経費の金額の流用)		
第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用 (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用		
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		
第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。 (1) 職員給与費 (他会計からの補助金)		33,112 千円
第9条 一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、78,588千円である。		

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--